

【物品等】令和4年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	令和4年 11月29日	西日本電信電 話(株)	大阪府 大阪市 都島区 東野田町 4-15-82	令和4年11月30日～ 令和5年 2月28日 (3か月)	広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会より令和4年10月6日付けで排除措置命令を受けたため。 措置要領別表第2 措置要件5イ (独占禁止法違反行為)